

令和3年度 現物給付分の請求事務に関連する届出等締切日について

1. ケアプラン作成依頼届出書締切日・・・毎月最終開庁日の前日（下記の表のとおり）

審査月（請求月）	届出書締切日
令和3年 5月	令和3年 4月28日（水）
令和3年 6月	令和3年 5月28日（金）
令和3年 7月	令和3年 6月29日（火）
令和3年 8月	令和3年 7月29日（木）
令和3年 9月	令和3年 8月30日（月）
令和3年 10月	令和3年 9月29日（水）
令和3年 11月	令和3年 10月28日（木）
令和3年 12月	令和3年 11月29日（月）
令和4年 1月	令和3年 12月27日（月）
令和4年 2月	令和4年 1月28日（金）
令和4年 3月	令和4年 2月25日（金）
令和4年 4月	令和4年 3月30日（水）

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書（介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書を含む。以下、「届出書」という。）は、締切日までに区へ届いたものが、審査月（請求月）のデータとして国保連へ送付されます。締切日以降に届いた分は、翌月扱いとなりますのでご了承ください。

（例）

令和3年4月1日から居宅介護支援開始の届出書を令和3年4月30日に区に提出した場合4月29日が締切日なので、5月の請求時には国保連にデータが送られません。そのため、5月に請求しても返戻となります。6月以降に請求してください。

届出書の「サービス計画開始（変更）年月日」は、必ずご記入ください。届出書提出日より開始年月日が過去の場合には、サービスを開始した日まで遡った日付で記入してください。

届出書の日付を誤って提出した場合は、再度、正しい届出書を提出ください。その際、欄外に日付を修正する旨を記入ください。

裏面に続く

2. 過誤申立書提出締切日・・・毎月20日（休日の場合はその前開庁日）

締切日までに届いた過誤申立書の内容を当月国保連に送付します。国保連では、区役所の処理の翌月に審査され、翌々月に決定されます。同月過誤（過誤と同時に再請求を行い、差額の調整を行う方法）を行う場合は、締切日までに過誤申立書を提出し、翌月に再請求を行ってください。（ただし、他県の国保連では、同月過誤を行ってない場合がありますのでご了承ください。）

過誤申立は審査支払いが確定した分に対して行います。国保連に請求後、審査支払いが確定していない分についての過誤申立は、その時点では返戻になる可能性があるため、受付できません。審査支払い確定後に過誤申立書を提出して下さい。

（例）5月サービス分の請求について

6月10日に請求を行い、6月20日に5月分実績の過誤申立書を提出しても、過誤できません。5月分の請求実績が区役所のデータに反映されるのは、国保連で審査された翌月の7月になります。5月分の実績を同月過誤で過誤申請する場合は、7月20日までに過誤申立書を提出し、8月に再請求を行ってください。

取下げ件数が大量の場合は、締切日に係わらず早めにご提出ください。

3. 介護予防ケアマネジメント費の請求誤りについて

前月以前に請求した介護予防ケアマネジメント費請求情報に誤りがあった場合、担当の高齢者支援総合センターが過誤取下げ及び再請求を行うこととなります。介護予防ケアマネジメント費の請求誤りがありましたら、担当の高齢者支援総合センターへご連絡ください。

（注意：高齢者支援総合センターからの過誤申立書の提出は不要です。介護予防ケアマネジメント費入力ソフトで請求情報の取下・再請求を行います。）

4. 要介護認定等データの国保連送付について

要介護（支援）認定、減額等の受給資格に関するデータは、ひと月ごとに区から国保連へ送付されます。送付されるものは、毎月末の最終開庁日までに決定した分となりますので、ご注意ください。

（例）

5月1日区分変更申請、6月1日認定の場合、認定日が月をまたいでいるため国保連にデータが送られるのは7月になります。そのため5月サービス提供分の請求を、6月に国保連に提出しても、区分変更申請中の受給者となり返戻になります。7月に請求してください。

5. その他

個人情報保護の観点から、過誤申立書およびケアプラン作成依頼届出書をご提出くださる際は、区役所に直接お持ちくださるか、郵送にてお願いします。FAXでの受付はいたしませんので、ご了承ください。

（問い合わせ先）

墨田区介護保険課 給付・事業者担当
電話番号 03 - 5608 - 6149（直通）

（介護予防ケアマネジメントの問い合わせ先）

墨田区高齢者福祉課 地域支援係
電話番号 03 - 5608 - 6178（直通）

午前8時半～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）